

銀改

情報(第86号)



令和2年4月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

やまツツジ：花はコロナに負けず強く、かつすべてに平等

雇用保険被保険者と雇用保険料



銀改

1 雇用保険料免除措置の終了

保険年度の初日（4月1日）において、満64歳以上の雇用保険被保険者は、昨年度まで雇用保険料が免除されていました。この措置は、令和元年度末までとされていたことから、本年4月より満64歳以上（昭和30年4月1日以前生まれ）の被保険者についても保険料控除が必要となります。漏れなく徴収をされているかご確認ください。

2 被保険者の種類

この機会に雇用保険の被保険者について解説をします。助成金では、この適用がきちんとされていることが前提となります。

(1) 一般被保険者

次号以下の高年齢被保険者等以外の被保険者です。

(2) 高年齢被保険者

65歳以上の被保険者であって、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外に該当しない者です。

(3) 短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者で次のいずれにも該当しない者です。

① 4か月以内の期間を定めて雇用される者

② 1週間以内の所定労働時間が30時間未満である者

なお、短期雇用保険被保険者が同一事業主に引き続き雇用された期間が1年以上となったときは、その1年以上雇用されるに至った日以後、一般被保険者又は高年齢被保険者となります。

(4) 日雇労働被保険者

日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者（詳細は省略）です。

3 適用除外

上記内容で終われば単純ですが、次のとおり適用除外条項があります。季節的雇用等は紙幅の関係上割愛します。

(1) 週所定労働時間が20時間未満

わずか働いても雇用保険被保険者とし、保険料を徴収しても給付に繋がらない、事務負担増大となるため、週の所定労働時間が20時間未満である者は除きます。

週の所定労働時間とは、就業規則又は労働条件通知書等により、当該者が通常勤務する時間であり、祝祭日、振替休日、年末年始休日、夏季休暇等を除いて判定します。

週の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合は、当該1周期における所定労働時間の平均を1週間の所定労働時間とします。

また、所定労働時間が複数の週で定められている場合には、各週の平均労働時間とし、1か月単位で定められている場合は、1か月の所定労働時間を12分の52で除して得た時間とします。

(2) 31日以上の雇用見込みがない者

例えば、30日間だけの雇用契約、かつ、更新しない明示がある場合です。2か月間の雇用契約、30日の雇用契約であっても更新の明示があるときは、当初から被保険者となります。

(3) 学生

学校教育法に規定する学生、同法に規定する専修学校又は各種学校の学生又は生徒。ここも言えばきりがないほど注意事項があるところ、大胆に簡略化すると、昼間学生は被保険者から除外され、夜間部学生は被保険者となります。

4 雇用保険料

前年度と保険料率に変更はありません。賃金（基本給はもちろん手当、賞与等労働の対償として事業主から支払いされるもの）総額に対して次表の雇用保険料率を乗じた額を給与から控除します。被保険者負担額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおりです。

- (1) 給与から控除する場合、50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げます。
- (2) 現金で被保険者から徴収する場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げます。

事業	保険料率	事業主負担	被保険者負担
農林水産・清酒製造業の事業所	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000
上記以外の業種の事業	9/1000	6/1000	3/1000

5 被保険者対比表

最後に労働者に着目して、各制度の被保険者を比較しておきましょう。

制度	被保険者の範囲	保険料率	
		(40～65歳以外)	(40～65歳)
健康保険	原則、週30時間以上で75歳未満の者	102.0/1000 (折半)	119.9/1000 (折半)
厚生年金保険	原則、週30時間以上で70歳未満の者	183/1000 (折半)	
雇用保険	原則、週20時間以上で31日以上雇用が見込まれる者	前項のとおり	

(注) 健康保険料率は山口県の場合

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>